

県北教育事務所における教員免許状の紛失について

県北教育事務所が、管内市教育委員会へ受け渡す予定だった教員免許状（管内市立学校教員分1枚）を紛失する事案が発生しましたので、下記のとおり公表いたします。

なお、今後、同様の事案が発生させないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案概要

(1) 紛失した教員免許状に記載の個人情報（1名分）

氏名、本籍地（都道府県名のみ）、生年月日、授与された免許状の種類、授与年月日等

(2) 紛失の経緯

令和8年1月30日	教育改革課が教員免許状を作成し県北教育事務所へ送付
2月4日頃	県北教育事務所が教員免許状を受取
2月5日	県北教育事務所から管内市教育委員会へ教員免許状を受け取りに来るよう連絡の上、執務室内の机上の箱に入れ、蓋にメモを付して一時保管
2月5日～	県北教育事務所は、蓋のメモが外されていたため、当該市教育委員会に渡ったものと認識
6月4日	当該教員の学校長から教員免許状が届いていないと指摘を受け、教員免許状の所在不明を認識
6月4日～6月24日	県北教育事務所執務室内、管内全市教育委員会にも所在を確認したが見つからなかった。

2 紛失後の対応

6月26日（金）、当該教員へ事情の説明、謝罪をするとともに再度作成した教員免許状を交付

3 再発防止策

教員免許状を各教育事務所から各管内市町村教育委員会へ受け渡す際は、記録簿等を用いて受渡者及び受渡日並びに受取者を確実に記録する。

【問い合わせ先】

教育庁総務企画部総務課
副参事兼課長補佐（総括） 峯嶋
TEL 029-301-5114（内5111）